

令和6年度 就学援助費受給者申請書【令和6年7月～令和7年6月分】

川島町教育委員会教育長 様

この申請書に記入・添付したものに相違ないので、次のとおり就学援助費の受給を申請します。

申請日		年 月 日												新規 ・ 継続		
申請者 (保護者)	フリガナ											電話番号	()			
	氏名															
	住所															
	令和6年1月1日の住所	1. 同上 2. その他 ()														
振込先	銀行 信用金庫 農業協同組合										本店 支店 出張所	継続の方は記入不要です。				
口座名義 (カナ)															・ 新規の方 ・ 継続で口座変更希望の方 必ず振込先をご記入ください。	
預金種目		普通・当座		口座番号												
《申請理由》																
☐	①	生活保護の停止又は廃止された。										☐	⑫	特段配慮してほしい事項がある。		
☐	②	町民税が非課税又は減免である。										↓ 申請理由				
☐	③	個人事業税を減免された。														
☐	④	固定資産税を減免された。														
☐	⑤	国民年金保険料を減免された。														
☐	⑥	国民健康保険料を減免または徴収猶予された。														
☐	⑦	児童扶養手当の支給を受けている。														
☐	⑧	生活福祉資金の貸付の決定を受けた。														
☐	⑨	火災、風水害、震災、その他の災害にあった。														
☐	⑩	生活保護を受けている。→【教育扶助 有 ・ 無 】														
☐	⑪	①～⑩には該当しないが、経済的に困っている。										《住宅の形態》 (申請⑩の方のみ、記入してください。)				
※裏面の証明書類を確認してください。											※申請日現在の状況 (どちらかに○で囲んでください。) 持家 ・ 借家等 (賃貸契約書の写し等が必要です。)					
児童生徒	フリガナ 氏名	続柄		生年月日								令和6年4月からの学校名 (学年)				
				平成 年 月 日								学校 (年)				
				平成 年 月 日								学校 (年)				
				平成 年 月 日								学校 (年)				
世帯の状況 (児童生徒以外)	フリガナ 氏名	続柄		生年月日								令和5年中の職業等				
		申請者		大・昭・平・令 年 月 日								給与所得・事業所得・年金 無職・学生・未就学				
				大・昭・平・令 年 月 日								給与所得・事業所得・年金 無職・学生・未就学				
				大・昭・平・令 年 月 日								給与所得・事業所得・年金 無職・学生・未就学				
				大・昭・平・令 年 月 日								給与所得・事業所得・年金 無職・学生・未就学				
				大・昭・平・令 年 月 日								給与所得・事業所得・年金 無職・学生・未就学				
前学校		立 学校 ※年度途中に他市町村の小中学校から転入した場合に記入ください。														
次の1、2の事項に同意し、3の事項を川島町教育委員会に委任します。 1 就学援助の審査のために必要があるときは、私及び私と生計を同一にする同居者の住民情報、税務情報及び生活保護の受給状況を確認すること。 2 認定の場合、学校給食費を通学校の学校長が管理すること。 3 学校納入金等の未納があるとき、援助費を学校長が管理し、未納分の充当処理をすること。														申請者名		

申請理由		証明書類（申請理由を証明するための提出書類等）
①	生活保護の停止又は廃止された方 （生活保護法第26条） （世帯状況変更による廃止の場合は該当しない。）	・ 生活保護停止・廃止決定通知書（写）
②	町民税が非課税又は減免の方 （地方税法第295条第1項又は地方税法323条）	次の書類のいずれかを生計を一緒にする世帯全員分提出してください。 ・ 令和6年1月1日の住民登録地の自治体（税務課）で発行される「 市町村民税が非課税又は減免のことを証明できる書類 」 ※ 申請書（表面）の一番下枠に署名をした場合かつ、令和6年1月1日現在に川島町に住所を有するかたは、税情報を利用するため、 証明書類は不要です。
③	個人事業税を減免された方 （地方税法第72条の62）	・ 個人事業税減額決定通知書（写）
④	固定資産税を減免された方 （地方税法第367条）	・ 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知書（写）
⑤	国民年金保険料を減免された方 （国民年金法第89条及び第90条）	・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写） （ただし、保護者全員分が必要）
⑥	国民健康保険料を減免または徴収猶予された方 （国民年金保険法第77条）	・ 国民健康保険料（変更）決定通知書（写） （被保険者氏名欄に世帯全員の氏名が記載されているもの） ・ 国民健康保険料徴収猶予決定通知書（写）
⑦	児童扶養手当の支給を受けている方 （児童扶養手当法第4条）	・ 児童扶養手当証書（県知事印が押されているページの写し） A4
⑧	生活福祉資金の貸付の決定を受けた方	・ 生活福祉資金貸付決定通知書（写）
⑨	火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	・ 被災証明 ・ り災証明書
⑩	生活保護を受けている方	証明書類の提出は不要です。 ※ ただし、教育扶助費の受給がない場合は「生活保護適用証明書（写）」の提出が必要です。
⑪	①～⑩には該当しないが、特別な事情のため、経済的に困っていて、就学援助を必要とする方 所得審査になります。 ◎印の証明書類がある場合は、任意で提出。 （提出がない場合、審査に反映されません。）	次の書類を生計を一緒にする世帯全員分提出してください。 ・ 令和6年1月1日の住民登録地の自治体（税務課）で発行される「 令和5年1月1日～12月31日分の所得証明書 」 ※ ただし、申請書（表面）の一番下枠に署名をした場合かつ、令和6年1月1日現在に川島町に住所を有するかたは、税情報を利用するため、 証明書類は不要です。 ◎ 住まいの賃貸借契約書（契約期間、家賃金額がわかる部分）の写し ◎ 身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、障害者年金証（写）
⑫	①～⑪に該当しないが、特段配慮すべき事項がある方	・ 教育総務課にご相談ください 電話番号：049-299-1730（直通）

▼ 以下は、教育委員会が記入します。

審査内容				
教育委員会 使用欄	認定日	認定 ・ 不認定 年 月 日	認定要件	第2条第1項（生活保護） 教育扶助 有 ・ 無
				別表第1第1項 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)
				第2項 (1) (2) (3) (4) (5) (6)
				第3項 【収入額/需要額＝ 】